② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
⑥ この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

⑶ ⑵に該当する者を入札代理人として使用する者

5　競争参加者の資格及びその審査

⑴ 建設工事契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

① 資格　予定価格の金額に応じ、建設業法第３条第２項別表第一に規定する建設工事の種類ごとに、別記３の⑴及び⑵におけるそれぞれの①のとおり区分して資格を定める。

② 資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均完成工事高
二　経営規模
　イ　自己資本額
　ロ　利益額
三　経営状況
　イ　純支払利息比率
　ロ　負債回転期間
　ハ　売上高経常利益率
　ニ　総資本売上総利益率
　ホ　自己資本対固定資産比率
　ヘ　自己資本比率
　ト　営業キャッシュフロー（絶対額）
　チ　利益剰余金（絶対額）
四　技術力
　イ　技術職員の数
　ロ　元請完成工事高
五　その他の審査項目（社会性等）
　イ　労働福祉の状況
　ロ　建設業の営業年数
　ハ　防災活動への貢献状況
　ニ　法令遵守の状況
　ホ　建設業の経理に関する状況
　ヘ　研究開発の状況

③ 資格の等級の決定方法　建設工事の種類ごとに上記②の審査事項を要素とする以下に定める計算方式により算出された数値により別記３の⑴の②及び⑵の②に対応する等級に格付ける。

計算方式

0.25ａ＋0.15ｂ＋0.20ｃ＋0.25ｄ＋0.15ｅ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：総合評定値通知書における完成工事高評点（Ｘ１）
ｂ：総合評定値通知書における自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点（Ｘ２）
ｃ：総合評定値通知書における経営状況評点（Ｙ）
ｄ：総合評定値通知書における元請完成工事高及び技術職員数による評点（Ｚ）
ｅ：総合評定値通知書における労働福祉の状況の点数、建設業の営業年数の点数、防災活動への貢献の状況の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数及び研究開発の状況の点数による評点（Ｗ）

⑵ 測量・建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格審査事項及び資格の等級の決定方法

① 資格　予定価格の金額に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、別記３の⑶の①のとおり資格を定める。

② 資格の審査事項　①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一　年間平均実績高
二　経営規模
　イ　自己資本額
　ロ　有資格者職員数
三　営業経歴
　営業年数

③ 資格の等級の決定方法　測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする以下に定める計算方式により算出された数値により別記３の⑶の②に対応する等級に格付ける。

計算方式

３ａ＋ｂ＋５ｃ＋ｄ

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ａ：別記２中別表第１の業種別年間平均実績高に対応する付与数値
ｂ：別記２中別表第２の自己資本額数値に対応する付与数値
ｃ：別記２中別表第３の業種別有資格者職員数に対応する付与数値
ｄ：別記２中別表第４の営業年数に対応する付与数値

6　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知（郵送）する。

7　資格の有効期間

平成23年４月１日から平成25年３月31日までとする。なお、２のなお書きにより随時申請した場合は、資格認定の日から平成25年３月31日までとする。

8　情報公開について

申請書に記載した内容の一部（商号又は名称・本社（店）住所・電話番号・ＦＡＸ番号・代表者氏名・建設業許可番号・等級・営業品目・登録地区・企業規模等）は、資格審査後、一般競争参加資格者名簿として公開される。一般競争参加資格者名簿の閲覧先は、別記１の申請書の提出場所と同じ。

9　その他

⑴ 会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事及び測量等の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。

⑵ 合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

① 合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑶ 子会社の支配人が親会社の支配人を兼務しており、当該支配人が親会社等として申請した場合又は子会社等が親会社と代理契約を締結しており、その代理権に基づいて親会社等として申請した場合にあっては、当該親会社等の申請として取り扱うものとする。

⑷ 親会社等として申請する者は、申請の際に当該親会社等との関係を証明する書類を提示しなければならない。

⑸ ５の⑴及び⑵におけるそれぞれの③による資格の等級を受けた者は、随意契約の参加資格を有する者となることができる。